# **重要事項説明書**同行援護

# 重要事項説明書 同行援護

1 同行援護サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社Rapport		
代表者氏名	代表社員 山口泰明		
本社所在地	豊橋市植田町字一本木 116 番地 181		
法人設立年月	令和 4 年 7 月		

# 2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

# (1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアステーション ラポール			
サービスの 主たる対象者	視覚障がい者 視覚障がい児 難病等対象者			
事業所番号	同行援護 2315102158号(2024年6月1日指定)			
事業所所在地	豊橋市潮崎町36 マンションきらら302			
連 絡 先相談担当者名	電話0532-48-3800 FAX0532-48-3801 管理者 山口美紀			
事業所の通常の 事業実施地域	豊橋市			
事業所が行なう 他の指定障がい 福祉サービス	居宅介護 2315102158号(2023年2月1日指定) 重度訪問介護 2315102158号(2023年2月1日指定) 移動支援事業 2362010999号(2023年4月1日指定)			

# (2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	視覚障害者(障害児)難病等対象者に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。
運営方針	利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて外出時の援護を行います。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めます。 保健、医療、福祉サービスとの連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

# (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月~金(ただし国民の祝日、12月31日から1月3日を除く)
営	業時	間	午前8時30分から午後5時30分

# (4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	毎日 (ただし 12 月 31 日から 1 月 3 日を除く)
サービス提供時間	午前 7 時から午後 10 時まで

# (5)事業所の職員体制

管 理 者 山口美紀

職種	職務内容	人員数
管理者	<ul><li>1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。</li><li>2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</li></ul>	1名
サービス提供責任者	<ul> <li>1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、援助の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。</li> <li>2 利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した同行援護計画を作成します。</li> <li>3 利用者及びその同居の家族に同行援護計画の内容を説明し、同意を得て交付します。</li> <li>4 同行援護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて同行援護計画の変更を行います。</li> <li>5 指定同行援護事業所に対する指定同行援護の利用の申込みに係る調整を行います。</li> <li>6 同行援護従業者(以下「ヘルパー」という)等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。</li> <li>7 ヘルパーに対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</li> </ul>	1名以上
ヘルパ	1 同行援護計画に基づき、同行援護サービスを提供します。 2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等 について、サービス提供責任者に報告を行います。	1名以上

- 3 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
同行援護計画の作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の 目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成 し、この手順書を元に同行援護計画を作成します。
同行援護	外出時において、移動に必要な情報提供(声かけ、代筆、代 読等)を行うとともに、利用者がヘルパーの肩やひじを持つ などして移動の支援を行います。 また外出時の移乗、移動、排尿、排便及び食事等において必 要な介助を行います。

### (2) ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- 1)医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(長期にわたる外出など)
- ⑥身体拘束その他利用者の行動を制限する行為 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑 行為
- (3) 提供するサービスの料金とその利用者負担額について

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。 利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み (1割の定率負担と所得 に応じた負担上限月額の設定)となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

※ 障がい福祉サービスの定率負担は、所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に 利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

利用料金は、次表のとおりです。

30 分未満		30 分以上 1 時間未満		1 時間以上 1 時間 30 分未満		1 時間 30 分以上 2 時間未満	
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
1, 944 円	194 円	3, 074 円	307 円	4, 438 円	443 円	5, 100円	510 円
2 時間	2 時間以上		2 時間 30 分以上		別上		
2 時間 3	0分未満	3 時間未満		30 分毎に加算			
利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
5, 660 円	566 円	6, 433 円	643 円	7,095円 (3時間 まで)に 30分増す ごとに <b>+671円</b>	709 円に 30 分増す ごとに <b>+67 円</b>		

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、同行援護計画に 位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要し た時間が大幅に異なる場合は、同行援護計画の見直しを行ないます。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、市町村が2人派遣を認めた場合は、利用者の 同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用 者負担額も2倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で同行援護計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する) 場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提 供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の 支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

### 【加算項目】

① サービス提供の時間帯により下表のとおり料金が加算されます。

提供時間帯名	早朝	昼 間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで
加算割合	100 分の 25		100 分の 25	100 分の 50

### ② 事業所のとっている体制又は、対応の内容等により下表のとおり料金が加算されます。

加算項目	利用料	算定回数等	
緊急時対応加算	100 単位	1回の要請につき1回、利用者1人に対し 1月に2回を限度とする	
初 回 加 算	200 単位	初回月、1回のみ	
福祉·介護職員処遇改善加算 新加算Ⅲ		1 か月の利用単位数の総合計に 34.7%を加算	

- ※ 緊急時対応加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が 同行援護計画の変更を行い、ヘルパーが同行援護計画において計画的に訪問することと なっていないサービスを緊急に行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、初回のサービス提供と同月内に、サービス提供責任者が、自らサービス提供を行う場合又は他のヘルパーがサービス提供を行う際に同行した場合に加算します。

なお、本加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った際にいただくことになっている交通費は徴収しません。

お住まいの場所が、対象地域に当たるかどうかは、受給者証に記載されています。

③ 利用者の依頼により、利用者の負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内容	利用料	
利用者負担上限額管理加算	150 単位	1月あたり

### 4 その他の費用について

① 交通費	(運営規程の記載内容を記載)			
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。			
	12 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です		
	上記以外	場合により利用者負担相当額		

※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

- ③ サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用
- ④同行援護におけるヘルパーの公共交通機関等の 交通費

利用者(お客様)の別途負担となります。

### 5 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額そ 払い方法につい て

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌 の他の費用の支 | 月20日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録 と内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法に よりお支払い下さい。

- (ア)現金支払い
- (イ)利用者指定口座からの自動振替
- (ウ)事業者指定口座への振り込み

豊橋信用金庫 向ヶ丘支店 普通0184427 振込先 合同会社Rapport 代表社員 山口泰明

お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお 願いします。

また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知 をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期 日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契 約を解約した上で、未払い分をお支払いただくことがあります。

### 6サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担 上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場 合は速やかに事業者にお知らせください。

### (2) 同行援護計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「同行援護計 画」を作成します。作成した「同行援護計画」については、案の段階で利用者又は家族 に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお 願いします。

サービスの提供は「同行援護計画」にもとづいて行ないます。実施に関する指示や命 令はすべて事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の訪問時の状 況や意向に充分な配慮を行ないます。

### (3) 同行援護計画の変更等

「同行援護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じ て変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により利用者が希望する 時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を 利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

### (4) 担当ヘルパーの決定等

サービス提供時に、担当のヘルパーを決定します。ただし、実際のサービス提供に あたっては、複数のヘルパーが交替してサービスを提供します。担当のヘルパーや訪 問するヘルパーが交代する場合は、あらかじめ利用者に説明するとともに、利用者及 びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定のヘルパーを指名することはできませんが、ヘルパーについてお気 づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

(5) サービス実施のために必要な備品等の使用 ヘルパーが事業所に連絡する場合の電話を使用させていただく場合があります。

### 7虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 山口美紀

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

### 8感染症対策について

事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように下記の対策を講じます。

- ① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- ② 事業所において「感染症及びまん延防止のための指針」を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

### 9業務継続にむけた取り組みについて

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に 実施するため及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続 計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

### 10ハラスメント対策について

事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ① 業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は許容しません。
  - (1)身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
  - (2)個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - (3)意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びそのご家族等が対象となります。
  - ② ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し会議等により 同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
  - ③ 職員に対しハラスメントに対する研修を実施します。
  - ④ ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、 環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

# 11秘密の保持と個人情報の保護について

	事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切
	な取り扱いに努めるものとします。
①利用者及びそ	│○ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提
の家族に関す	供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者
る秘密の保持	に漏らしません。
について	〇 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後におい
	ても継続します。
	〇 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させ
	るため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密
	を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
	│○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当│
	者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者の個人
	情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者
	の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用
	する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しませ
	$harpho_{\circ}$
②個人情報の保	○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙に
護について	よるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をも
HZ1 = F C	って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示
	することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合
	は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うも
	のとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となり
	のとしより。(開水に除して後子杯などが必安な場合は利用者の負担となり    ます。)
	<b>ФУ</b> 0 /

# 12緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	医療機関	
	名	(主治医氏名)
	TEL	
ご家族	代表者氏	
	名	(続柄)
	TEL	
ご家族	代表者氏	
	名	(続柄)
	TEL	

### 13事故発生時の対応方法について

利用者に対する同行援護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する同行援護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行います。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 三井住友海上火災保険株式会社 保険名 賠償責任保険

### 14身分証携行義務

同行援護従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族 から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 15心身の状況の把握

指定同行援護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

### 16連絡調整に対する協力

同行援護事業者は、指定同行援護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

### 17他の指定障がい福祉サービス事業者等との連携

指定同行援護の提供に当り、市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

## 18サービス提供の記録

- ① 指定同行援護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定同行援護の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を 受けます。
- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

### 19苦情解決の体制及び手順

(ア) 提供した指定同行援護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

当事業所では現在、第三者評価の実施は行っておりません。

【事業者の窓口】 ケアステーション ラポール		0532-48-3800 0532-48-3801
【市町村の窓口】 豊橋市役所 障害福祉課		0532-51-2345 0532-56-5134
【公的団体の窓口】 愛知県社会福祉協議会	電話番号	052-212-5515

20	#-	-ビス	提供	開始	可能年	月	Н
20	・ソー	こしへ	、1疋  六	ᄀᄼᅥ	ᄞᇚᄔᅲ	л	L

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日	

# 21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	〒441-8134 豊橋市植田町字一本木116番地181
	法 人 名	合同会社 Rapport
事業	代表者名	代表社員 山口泰明
者	事業所名	ケアステーション ラポール
	説明者氏名	印

上記	.内容	の説	.明を₹	<b>事業者</b>	から確かに受けました。	
±11	Ħ	者	住	所		
小山	利用		_	名		印
代	理人	里 人	住	所		
16			氏	名		印